

遺贈

あなたの想いを富士市の未来へ

ご自分が築いた財産を
富士市の未来のために
活かしたい



富士市社協では皆さまの
遺贈（遺言による寄附）を
承っております

富士市社会福祉協議会 活動内容の紹介

地域福祉推進



誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めています。

相談支援



相談支援と権利擁護を通してその人らしい生活を支援しています。

サービス提供



福祉サービスを通して利用者に寄り添う支援を提供します。

災害支援



被災者の生活再建に向けた支援を行います。

これら、様々な社会福祉事業を進めています

社会福祉法人
富士市社会福祉協議会



0545-64-6600 お気軽にご相談ください

富士市本市場432-1 富士市フィランセ東館1F

開所時間：8:30-17:15 | 休所日：土日祝・年末年始



(社協ウェブサイト)

「遺贈」とは

遺贈（いぞう）とは、ご自身の財産を特定の個人や団体に託すことです。遺言書によって意思を残すことで、現金や預貯金などの財産を、ご自身が「役立ててほしい」と願う先へ贈ることができます。

社会福祉協議会への遺贈は、高齢者や障がいのある方、子どもや生活にお困りの方など、地域で支援を必要とする人々のための福祉活動に活用されます。

社会福祉協議会とは

「社会福祉法」という法律の中で、地域福祉の推進を図ることを目的とする「公共性」「公益性」の高い民間の組織です。富士市社会福祉協議会では、地域住民や地域の住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設の関係者が協力して、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めています。



・ジュニア防災士養成



・被災地支援



・障害者支援事業所

遺贈の流れ

本会への遺贈は特定遺贈の形をお願いしています。また、現金でのご寄附に加え有価証券等のご相談も承っております。

1 遺贈のご相談

ご自身の財産をよく把握されたうえで、遺贈をご検討いただく際は、まずは本会にお電話でご相談ください(電話番号0545-64-6600 総務課寄附担当あて)。

2 遺言書の作成

弁護士、司法書士等の専門家と、寄附内容やその配分についてよくご検討されたうえで、法的に有効な遺言書をおつくりください。また、遺言書に従って遺言を実行する「遺言執行者」をお決めください。遺言書は2人以上の証人の立ち会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」をお勧めします。※本会が遺言書作成時の承認または遺言執行者となることはできません。

3 遺言書の保管

遺言書の作成が終わりましたら、遺贈先として本会をご指定していただいた旨お知らせください。「公正証書遺言」は公証役場で原本が保管されるため安心です。自筆証書遺言の場合は、法務局の保管制度をご検討下さい。

4 ご逝去、遺言執行者への通知

ご逝去の連絡が遺言執行者へ行われるよう、ご家族や信頼できる方に通知をお願いしてください。遺言執行者への通知後、遺言書をもとに遺言執行が開始されます。